

第 21 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 17 年 11 月 15 日

幕別町・忠類村合併協議会

第21回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第21回幕別町・忠類村合併協議会
(平成17年11月15日 14時00分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	調整結果報告第19号 特別職の身分の取扱いについて	5分
日程第4	調整結果報告第20号 事務組織及び機構の取扱いについて	10分
日程第5	調整結果報告第21号 公共的団体等の取扱いについて	12分
日程第6	調整結果報告第22号 補助金・交付金等の取扱いについて	13分
日程第7	第22回協議会の開催期日について	15分
日程第8	閉会	16分

会 議 録

第 2 1 回幕別町・忠類村合併協議会

- 1 . 開催年月日 平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日
- 2 . 招集の場所 幕別町民会館 2 階講堂
- 3 . 開会 1 1 月 1 5 日 1 4 時 0 0 分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 (2 0 名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨瀨太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 吉村学 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
- 6 . 欠席委員 (2 名)
幕別町 瀬上良明
忠類村 齊藤順教
- 7 . 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 佐藤昌親 総務部長 菅好弘
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
- 8 . 専門部会
幕別町 企画室参事 羽磨知成 (企画部会長)
町民課長 田村修一 (住民部会長)
農林課長 増子一馬 (産業部会長)
学校教育課長 八代芳雄 (教育部会長)
農業委員会事務局長 飛田栄 (農業委員会部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宜 (保健福祉部会長)
議会事務局長 坂野松四郎 (議会部会長)
- 9 . 事務局
事務局長 佐藤昌親 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 和田智旭
計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
- 10 . 調整結果報告
調整結果報告第19号 特別職の身分の取扱いについて
調整結果報告第20号 事務組織及び機構の取扱いについて
調整結果報告第21号 公共的団体等の取扱いについて

調整結果報告第22号 補助金・交付金等の取扱いについて

11. 会議録署名委員の指名

幕別町 宮本真由美

忠類村 遠藤清一

12. 傍聴人 (2人)

議事の経過

(平成17年11月15日 14時00分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 久しぶりに皆さんの顔を拝見いたします。お元気そうで、何よりであります。

早いもので、今年も残すところ一月半ほどとなりました。農作業の方も順調に進んで、今、長いも、ビートなどの収穫が若干残っているそうでありますけれども、おかげ様で今年も豊穰の秋を迎えられたこと、大変嬉しく思っております。これもひとえに農業者の皆さんをはじめ、農協はじめ関係団体、関係機関のご指導の賜物であろうと、大変喜んでおるところであります。

これからは、日一日と寒くなってまいります。更にまた、年末に向けて、皆さんそれぞれお忙しい日が続くのであろうというふうに思いますけれども、ひとつご健康にご留意いただきながら、お過ごしをいただきたいというふうに思います。

それでは、委員の半数以上のご出席をいただきましたので、規約第10条第1項の規定により、ただ今から第21回幕別町・忠類村合併協議会を開会いたします。

本日は、調整結果報告4件につきましてご協議をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

[署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行ないます。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、幕別町の宮本委員、忠類村の遠藤副会長を指名いたします。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(佐藤昌親) 幕別町の瀬上委員、忠類村の齊藤委員から、欠席される旨のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、本協議会の議会選出委員、所謂、第3号委員の再任につきまして、ご報告申し上げます。

去る9月20日に開催されました第3回忠類村議会定例会におきまして、杉坂達男議長、南山弘美副議長、齊藤順教合併特別委員会委員長の御三方が、改選後の議会選出委員に選出されたのを受けまして、引き続き本協議会委員に選任させていただ

きましたので、ご報告申し上げます。

次に、8月5日の第20回協議会後の経過につきまして、ご報告申し上げます。

幕別町と忠類村の廃置分合に関しまして、7月1日に道議会の議決、8日に知事の合併決定が行われたことにつきましては、既にご報告させていただいたところですが、その後、8月19日に総務大臣の告示がなされ、このことによりまして、町村議会の議決から始まりました一連の法的な手続きは、全て終了いたしました。

次に、合併に伴う条例の制定改廃等につきまして、ご報告申し上げます。

合併に伴います条例の制定改廃等につきましては、9月22日に開催されました第3回幕別町議会定例会におきまして、本協議会の廃止、^{まち}町の区域の設定の2議案のほか、112件の条例案が可決されたところであります。

また、9月20日に開催されました第3回忠類村議会定例会におきましても、本協議会の廃止に係る議案が可決されたところであります。

今後におきましては、12月の第4回定例議会において、本日もご協議いただきます報酬関連の条例や、一部事務組合の加入・脱退、更には忠類村の引継予算などの議案が提出される予定となっているところであります。

以上でございます。

[調整結果報告第19号 特別職の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） それでは、次に、日程第3、調整結果報告第19号、「特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第19号、「特別職の身分の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第6回、第14回及び第16回協議会において決定されました調整方針のうち、「議会議員の報酬額等」及び「行政委員会の委員の報酬額」につきまして、別紙のとおり調整の結果をご報告いたします。

2ページをご覧ください。

議会議員の報酬額等につきましては、「合併時まで調整する。」となっておりますが、議長以下の報酬額等につきまして、調整結果欄に記載のとおりとするものであります。

このうち、在任特例が適用される忠類村議会議員につきましては、忠類村の現行報酬額である16万2千円とするものであります。

また、期末手当の加算額については、幕別町の例によることとするものであります。

3ページをご覧ください。

行政委員会委員の報酬額につきましては、「合併時まで調整する。」となっておりますが、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員につきましては、いずれも幕別町の現行の額とするものであります。

また、合併後におきましても、引き続き現行のとおり存続することとなります農業委員会につきましては、報酬額についても、それぞれ現行のとおりとし、農業委員会の統合時に再編とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 質疑の前なんですけれども、ちょっと内容についてお答えいただきたいと思います。

まず、忠類の現在の報酬が、今のベースはいつ適用されたかということがわかりだしたらちょっとお願いいたします。

その次に、ちょっと私わかりませんのでお伺いするのですが、期末手当の加算率というのは被乗数^{ひじょうすう}というのですか、かけられるものは何なのですか、報酬なのですかそれとも期末手当で何か出して出たものに、この加算率^{うんぬん}を云々ということなのですか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（岡田和夫） 事務局。

総務広報班長（飯田晴義） 議会議員の報酬額の改定月日でございますけれども、平成8年の1月ということでございます。

それと、加算率につきましては、報酬月額にここに記載の率を、6月にあっては100分の70、12月にあっては、100分の270を乗ずるとするものであります。

以上です。

失礼いたしました。この率を加算した額を、報酬月額にプラスするというものでございます。

以上です。

委員（帰山孝夫） ちょっと待ってください、具体的にどうなのですか。

議長（岡田和夫） 例えばですね、12月の支給は幕別町の議長でいきますと、32万3千円の月額報酬、かける100分の270、かける10パーセントの加算、イコール総支給額となるものです。

委員（帰山孝夫） では質疑よろしいですか。

議長（岡田和夫） はい、どうぞ。

委員（帰山孝夫） ご意見をという話してはいたけれども、質疑の中に意見を入れてはならないということがありますので、まず質疑の方から。

先ほど、事務局長さんからお話があったように、2月の6日をもって忠類村を廃止して幕別町に編入されるわけですから、従って幕別町の今の数字がそのまま使われるということについては、私は至極^{しごく}当然だと思っておりますけれども、^{ひるがえ}翻って忠類の議員の報酬ですけれども、どのように、議案になっている以上は幹事会の方で、しかもその幹事会に専門部会があって、色々お調べになって、たまたま現在の忠類の議員の報酬をそのまま使用することが良いということになったのだと思っておりますけれども、実は2月の住民説明会だとか住民懇談会、あの時にその場に出ていれば、ある程度住民の感情が汲み取れのではないかと思っておりますが、そういったことが幹事会でどのように^{そんたく}忖度されたのか、この原案になった過程について、お答えいただけますか。

議長（岡田和夫） 事務局。

総務広報班長（飯田晴義） この報酬の提案に至った経過ということでございます。

普通、協議会に提出される調整結果報告含めて議案につきましては、分科会、専門部会、幹事会と議論、協議が積み上げられまして、協議会の方に提案させていただく、という形が取られているところであります。報酬額につきましても、当然ながら積み上げをした結果、提案をするというのが筋であります。

ただし、この場合、報酬額の性格から申しますと、報酬というのは役務の提供に対する反対給付であるということからですね、当然一定の役務の提供に対しては、同じ報酬が払われる、ということはこれはもう当然のことです。これが今言った経過でですね、会長提案に至った場合につきましては、当然に幕別町の現行の額なのか、或いは忠類の方に合わせるか、或いは中間点を取るのか、といったようなことが考えられるところであります。

ただ、幕別町におきましては、この資料にありますように、平成17年7月に議員提案によりまして、報酬が引き下げられたという経過がございますので、今言った経過の中で提案させていただくとするならば、幕別町の現行の額をそのまま新町の報酬或いは手当にするといった結論が得られるだろう、というふうに考えられるところであります。

しかしながら、他の先進事例を見ますと、特に編入合併で在任特例が使われた事例の中には、必ずしも報酬が統一されていないということがございます。これはやはり、議会側の意向がそこに入った上で、それぞれの町の現行のとおりの額が決められていると。つまり、編入するところの額と編入されるところの額がそれぞれ違う額が適用される、つまり編入前の現行の額が、新町において適用されるとケースが見受けられたところであります。

会長というかこちらの立場といたしますならば、先ほど申し上げたように、幕別町の現行の額が適正であろうと思われるところですが、先進事例を見る中で、そういった現行のとおりの額をそれぞれ使うというようなケースがございますことか

ら、この報酬、手当に関しましては、議会側に検討をお願い申し上げたということでございます。

その結果が、こういったような報酬であれば、忠類地域については現行の16万2千円とする、期末手当については加算率10パーセントとする、という結果が得られて、こちらの事務局サイド、会長サイドとしましても、このことで適正なもの、というような判断の上提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（岡田和夫） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） 今のお話ですと、議会側にその意向を確かめてこうなったということではよろしいのでしょうか。

議長（岡田和夫） 先ほどお話申し上げましたように、新しい町が出来て30名の議会議員が誕生して、同じ議員としての仕事をさせていただくわけですから、本来同じであってもいいのではないかと、というのが私どもの正直な考えもあるのですが、今申し上げましたように、私は議会の意向が全てではないとは思いますが、当然のことながら、両議長さんをはじめ議会の意向もお聞きした中で、或いは忠類村の村民感情というようなことを考えるならば、今ここに提案させていただいたように、当分の間いわゆる在任特例の期間は、忠類村の議員さんは今までどおりの報酬で良いと、そういう方向のほうがより住民の理解も得られ易いのだろうと、そういうようなことからこういう提案をさせていただいたところでありまして、全てを任せて決めていただいたということでは決して無く、あくまでも議会の意向もお聞きした中で、私どもが提案をさせていただいたという内容であります。

委員（帰山孝夫） 質疑は終わりますけれども、意見よろしいですか。

議長（岡田和夫） はい、どうぞ。

委員（帰山孝夫） そういうことであれば、この議案の調整方針の第2にあるように、2町村の長が別に協議して定めるということになっておりますよね。ところがこの議員の報酬については、この協議会が決めるということになっているのですが、むしろそういったものの決め方をこの協議会にかけると自体がですね、実態と合わないとは私思うんですよ。と申し上げますのはですね、2月の住民の懇談会、住民の説明会をお聞きした限りではですね、やはり、別に控えは持ってきておりませんが、4つほど色々なことが言われているのですよ。で、その発言をですね、耳障りな雑音と捉えたか、それともこれは傾聴に値すると捉えたか、これは別としてですね、私の意見ですが、平成14、15年頃から始めた町づくりの住民会議の座長をさせてもらいましたけれども、その当時は自立していけないかということで相当真剣に検討をしたりなんかした結果ですね、やはり負担を最高にして、サービスを最低にして、しかも報酬を10パーセント切り下げても、少しいくと基金がなくなって赤字の再建団体になる、ということからやはりこれは合併を選択すると

ということで方向転換した一つのファクターとしてですね、議員報酬を10パーセント減らすという、減らしてやっても尚且つこうだというようなのがあられるわけですよ。

だから私は、意見ですから申し上げますけれども、そこが原点だとすればですね、今の忠類村の報酬を10パーセント減ずるか、それとも類似団体の最低といずれか低いほうの額を取るとというのが、筋のような気がするのです。

合併のお墨付きを頂戴するまでは、私は真剣にこの合併賛成論者ですから、しかし色々なことで内部不統一だとか色々なことがあって合併が壊れては困るということで、とにかく満場一致ですとやってきましたけれども、やはりこういうのもきちっと決まってということになると、本当に住民の方々の考えをですね、どこかで忖度してそういったものが出来ないものかと思って、今のその10パーセント減か、類団の最低の額をもって忠類地域の額としたい、こういう意見であります。

議長（岡田和夫） ご意見としてはわかりましたけれども、最初にここの調整方針の2項にある2町村の長が別に協議して定めるというのは、これは常勤特別職ですから、議会議員の職に係わっては、これでは該当しませんので。言うならば常勤の助役とか、収入役とか、教育長に係わるものについては、両町村の首長が協議をしてその方向を定めるというものであります。

それから、今言ったように議会議員については、あくまでもこの協議会の中で私どもが提案させていただいて、皆さんの意見を聞いた中で決めていただくということであります。

ただ、お話ありましたように、私もちょっとこれまで類団の数字がいくらかということとはちょっとわかりませんが、先ほど申し上げましたように、幕別町も今年の7月に議員報酬を下げております。そこへ忠類村さんが一緒になったことによって、先ほどから言いますように、議員としての役割、仕事というのは言うならば同じ立場であって同じ仕事をされる訳ですから、本来であれば一つの町に給与が二つあること自体がおかしいことなのだろうと。ただ、先ほど言いましたように、こういう編入合併をされる、そして忠類村の村民の意向或いは思いを感じる時には、これはある意味では現行で差を持ってしても仕方がないのかな、というような思いで今回提案をさせていただきましたので、ひとつ私の方からはご理解をいただければというふうに思います。

他のご意見ありますか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

それでは、ほかにご意見がありませんので、調整結果報告第19号、「特別職の身分の取扱いについて」は、報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

委員（帰山孝夫） 私は異議あります。

議長（岡田和夫） 異議がありますので、起立採決をいたしたいと思っております。本議案

に賛成の方の起立を願います。

(起立16、着席2)

起立多数であります。

起立多数でありますので、以上のとおり、調整結果報告第19号は、報告のとおり、承認されました。

[調整結果報告第20号 事務組織及び機構の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第4、調整結果報告第20号、「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長(佐藤昌親) 調整結果報告第20号、「事務組織及び機構の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

第16回協議会において決定されました調整方針に従い検討いたしました、平成18年2月6日の合併時及び同年4月1日におけます「新町の事務組織及び機構」の予定につきまして、ご報告いたします。

5ページに平成18年2月6日、6ページに平成18年4月1日の予定を記載しておりますが、定年退職や新採用など現在確定している職員数の増減は見込んでありますものの、勧奨による退職などがあった場合には、職員数に変動が生じてまいりますので、予めご承知おきください。

5ページをご覧ください。

平成18年2月6日の組織機構とそれぞれの課に配置する人数、係名を掲載しております。

本庁と忠類総合支所とを結ぶ矢印につきましては、仕事のつながりを示しております。

まず、本庁の組織機構につきましては、課、係とも平成17年10月1日時点と同じであります。

忠類総合支所につきましては、現行の7課23係を1部5課21係とするものでありますが、再編の内容といたしましては、総合支所長を部長職として配置し、総務課と企画課を統合して地域振興課に、住民課と出納課を統合して住民課に、産業課は土地改良係を加え経済課にするものであります。

次に、教育委員会につきましては、忠類地域に教育課を設置し、現行から1係を減らした、1課5係とするものであります。

また、議会事務局は本庁に、農業委員会事務局は幕別地域、忠類地域それぞれに置くものであります。

なお、2月6日時点におきましては、職員の異動を行わず、本庁、総合支所とも、現行の配置数とするものであります。

6ページをご覧ください。

平成18年4月1日の組織機構になりますが、忠類総合支所の組織機構につきましては、2月6日の合併時と変更ありません。

次に、本庁の組織機構につきましては、企画室におきまして、合併協議の終了に伴い、市町村合併担当参事を廃止するものであります。

民生部におきましては、少子高齢化対策や介護、福祉部門を充実強化すべく、保健福祉センターを福祉課及び保健課に分割し、福祉課は社会福祉係と現在町民課に属しております児童係、保育所を所管することとし、保健課においては、介護保険及び保健部門を所管することとするものであります。

職員の配置数につきましては、定年退職5人、新規採用1人、一部事務組合への出向2人を見込んでおりますことから、一番下に掲載しておりますように、本庁におきましては合併時の227人から231人に、忠類総合支所におきましては合併時の55人から45人となるものであります。

「事務組織及び機構の取扱い」に関しましては、以上であります。本日、参考までに幕別消防署の組織機構図を配布させていただきましたので、これにつきまして、若干ご説明をさせていただきます。

図は、左側に幕別消防署、右側に幕別消防署忠類支署を対比させまして、平成17年10月1日、平成18年2月6日、平成18年4月1日のそれぞれの時点における組織機構及び人員数を表したものであります。

幕別消防署、幕別消防署忠類支署ともに、平成18年3月31日までは現行と全く変わりはありませんが、平成18年4月1日には、幕別消防署から救急救命士を2人忠類支署に配置転換し、平成18年10月に予定されております高規格救急自動車の配備に備えることとしているところであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第20号、「事務組織及び機構の取扱いについて」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第20号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第21号 公共的団体等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第5、調整結果報告第21号、「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第21号、「公共的団体等の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

第5回及び第13回協議会において決定されました調整方針に基づく調整の結果につきまして、別紙のとおりご報告いたします。

8ページをご覧ください。

8ページから18ページまでの11ページに渡りまして、45団体に係る調整結果を掲載しておりますが、現時点におきましては、統合に向け協議中の団体が相当数に上っておりますことから、できる限り早期に統合していただけるよう、引き続き、働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、45団体の中には、農協や第三セクターなど法律に設立根拠が定められている法人が含まれておりますが、これらの法人につきましては、市町村の合併に関わりなく、現行のとおりとなるものであります。

主な団体についてご説明いたしますと、9ページの6番「民生委員児童委員協議会」につきましては、北海道から次期改選時までには複数の協議会を設置できる旨通知されておりますことから、現行のとおりとし、平成19年12月の改選時に調整に努めるとするものであります。

7番「保護司会」につきましては、忠類村分区の地区の変更及び分区のあり方について、北海道地方更生保護委員会の決定によるものとするものであります。

10ページの12番「社会福祉協議会」につきましては、社会福祉法第109条により、1町村1団体と規定されておりますことから、両町村の社会福祉協議会におきまして、精力的に合併の協議が進められていたところではありますが、去る8月23日に、合併協定書及び合併契約書の調印式が執り行われ、合併の目標期日を平成18年4月1日、名称を幕別町社会福祉協議会、現忠類村社会福祉協議会を支所とすることなどが取り決められたところでもあります。

12ページの17番「老人クラブ連合会」につきましては、合併時に幕別町老人クラブ連合会として統合され、忠類地域にあります二つの単位クラブは一つの単位クラブに統合されることとなっております。

13ページの23番「財団法人幕別町農業振興公社」につきましては、新町において、忠類村農協の参加を得て新町全域の組織となるよう、調整に努めるとするものであります。

14ページの28番「森林組合」につきましては、明日、合併予備契約調印式が執り行われることとなっておりますが、平成18年6月に、幕別町森林組合として統合され、忠類地域には支部が置かれることとなっております。

15ページの30番「商工会」につきましては、平成19年4月の合併を目途に協議が進められておりますが、合併までは現行のとおりとするものであります。

31番「観光物産協会」につきましては、平成18年度当初に統合するとするものであります。

16ページの36番「手づくりのまち推進委員会、コミュニティ運動推進協議会」、17ページの37番「文化協会」、40番「体育連盟」につきましては、いずれも統合に向けて協議中であり、統合までは現行のとおりとするものであります。

18ページの45番「農業者年金協議会」につきましては、農業委員会が現行のまま存続いたしますことから、現行のとおりとするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見等がございましたらお受けいたします。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第21号、「公共的団体等の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第21号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第22号 補助金・交付金等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第6、調整結果報告第22号、「補助金・交付金等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第22号、「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

第5回及び第13回協議会において決定されました調整方針につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

20ページをご覧ください。

20ページから53ページにわたりまして、138の補助金、交付金等に係る調整結果を掲載しております。

このうち、20 ページから 39 ページまでは事業補助、40 ページから 53 ページまでは団体補助となっておりますが、これらを「国道補助金を伴う事業」か「町村単独事業」かによって二つに分け、更に「2 町村同一のもの」か「独自のもの」かによって区分し、整理させていただいたところであります。

事業補助に関わります調整の基本的な考え方を申し上げますと、国道の補助が伴う事業につきましては、「現行のとおり」若しくは「新町に拡大」又は「制度を統合」することにより、新町においても継続して実施することとしたところでありませ

す。また、町村単独事業につきましては、2 町村の制度が同一又は同種のものについては、「統合」又は「再編」することとし、2 町村独自のものにつきましては、「現行のとおり」又は「新町に拡大」することにより、基本的には、継続することとしたところではありますが、時限を設けているものや利用実績のないもの、補助効果に比べ財政負担が大きいものにつきましては、廃止することとしたところであります。

なお、項目番号に網掛けをしているものにつきましては、これまでの協議会において決定済となっている事業であります。

事業補助の主なものについてご説明いたしますと、25 ページの 17 番「土づくり事業」につきましては、幕別町の堆肥事業と忠類村の緑肥事業を合体して再編するものであります。

26 ページの 20 番「農業用廃棄物再生処理対策事業補助金」につきましては、2 町村の補助基準が異なりますことから、平成 18 年度当初に農家負担の均衡が図れるよう、補助基準を再編しようとするものであります。

28 ページの 26 番「誇れる村づくり奨励事業補助金」につきましては、利用実績がほとんどないことや、29 番「協働のまちづくり支援事業」及び 45 番「特産品研究開発事業補助金」により、その一部を補完することが可能でありますことから、合併時に廃止するとするものであります。

29 ページの 29 番「協働のまちづくり支援事業」につきましては、31 ページにかけまして記載してありますように、公区を対象に、案内板の設置や盆踊り・運動会などの備品購入、ごみ飛散防止ネットの購入、雪かき支援などに対して補助するものであります。合併時に新町に拡大して実施するものであります。

33 ページの 40 番「自給飼料確保対策事業補助金」、41 番「農用雌馬導入事業利子補給費補助金」、34 ページの 42 番「エゾシカ対策事業補助金」につきましては、忠類村において時限をもって制度化されていた事業でありますことから、それぞれ時限の到来をもって廃止するとするものであります。

40 ページをご覧ください。

40 ページ以降は、団体に対する補助であります。団体補助につきましては、先にご承認いただきました公共的団体等の取扱いとの整合性を図り、統合する予定と

なっております団体につきましては、補助金も統合し、現行のとおりとなっている団体につきましては、補助金も現行のとおりとすることを基本としたところでありますが、団体の活動内容、補助金の使途、町域全体の均衡などを勘案の上、廃止することとされた補助金もございます。

主なものをご説明いたしますと、42 ページの 74 番「公区運営費交付金」につきましては、忠類村の現行制度をベースに、戸数の少ない公区の活動が円滑に行われるよう傾斜配分するとしたものであります。

43 ページの 78 番「社会福祉協議会補助金」につきましては、平成 18 年 4 月 1 日の合併に合わせて、補助金も統合するものであります。

44 ページの 83 番「乳牛検定組合補助金」及び 45 ページの 85 番「酪農ヘルパー事業補助金」につきましては、農業者の利用料等負担及び町村補助の額に差異がありますことから、農業者や関係機関のご理解を得られるならば、平成 18 年度から補助基準を再編し、3 年間で段階的に調整しようとするものであります。

48 ページの 107 番「東京幕別会補助金」につきましては、札幌幕別会、忠類ふるさと会との均衡を図るため、合併時に廃止することとされたものであります。

49 ページの 110 番「広尾地方食品衛生協会忠類支部助成金」、111 番「忠類村衛生協力会連合会補助金」、112 番「忠類村農協青年部運営事業補助金」、113 番「忠類村農協女性部運営事業費補助金」、53 ページの 135 番「忠類村生涯スポーツ等指導者協議会補助金」、138 番「忠類村農業者年金協議会負担金」につきましては、団体の統合若しくは類似団体との均衡上、平成 17 年度末又は合併時に廃止することとされたものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第22号、「補助金・交付金等の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第22号は、報告のとおり承認されました。

[第22回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第7、「第22回協議会の開催期日について」は、1月の下旬、忠類村コミュニティセンターで開催をいたします。最後の協議会になるのかというふうに思います

日程が決まり次第、文書をもってご案内を申し上げますので、よろしく願いを

申し上げます。

以上で、提案した議案は全て終わりましたけれども、この際、皆さまがたの方から何かご意見等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

(なしの声あり)

[閉会]

議長(岡田和夫) これで本日の日程は、全て終了をいたしました。

以上をもちまして、第21回幕別町・忠類村合併協議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

14 : 41 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成17年12月2日

議長(会長)

岡田和夫

署名委員

宮本真由美

署名委員

遠藤清一